

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第 17 号

令和 7 年 5 月 25 日執行のさいたま市長選挙における投票所の場所を公職選挙法第 39 条の規定に基づき、次のとおり指定した。

令和 7 年 5 月 11 日

さいたま桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

指定する場所 別紙のとおり

投 票 区	投 票 所
桜区第 1 投票区	白 鵜 保 育 園
桜区第 2 投票区	大 久 保 中 学 校
桜区第 3 投票区	神 田 小 学 校
桜区第 4 投票区	上大久保中学校
桜区第 5 投票区	上大久保保育園
桜区第 6 投票区	大久保東小学校
桜区第 7 投票区	浦 和 西 体 育 館
桜区第 8 投票区	栄 和 公 民 館
桜区第 9 投票区	栄 和 小 学 校
桜区第 1 0 投票区	中 島 小 学 校
桜区第 1 1 投票区	土 合 中 学 校
桜区第 1 2 投票区	土 合 小 学 校
桜区第 1 3 投票区	桜 区 役 所
桜区第 1 4 投票区	新 開 小 学 校
桜区第 1 5 投票区	土 合 公 民 館
桜区第 1 6 投票区	田 島 公 民 館
桜区第 1 7 投票区	田 島 保 育 園
桜区第 1 8 投票区	田 島 小 学 校